

予算項目	原水及び浄水費 委託料
委託番号	委託 第38号

設 計 書

課 長	課長補佐	係 長	副務者	検 算	主務者 (監督員)

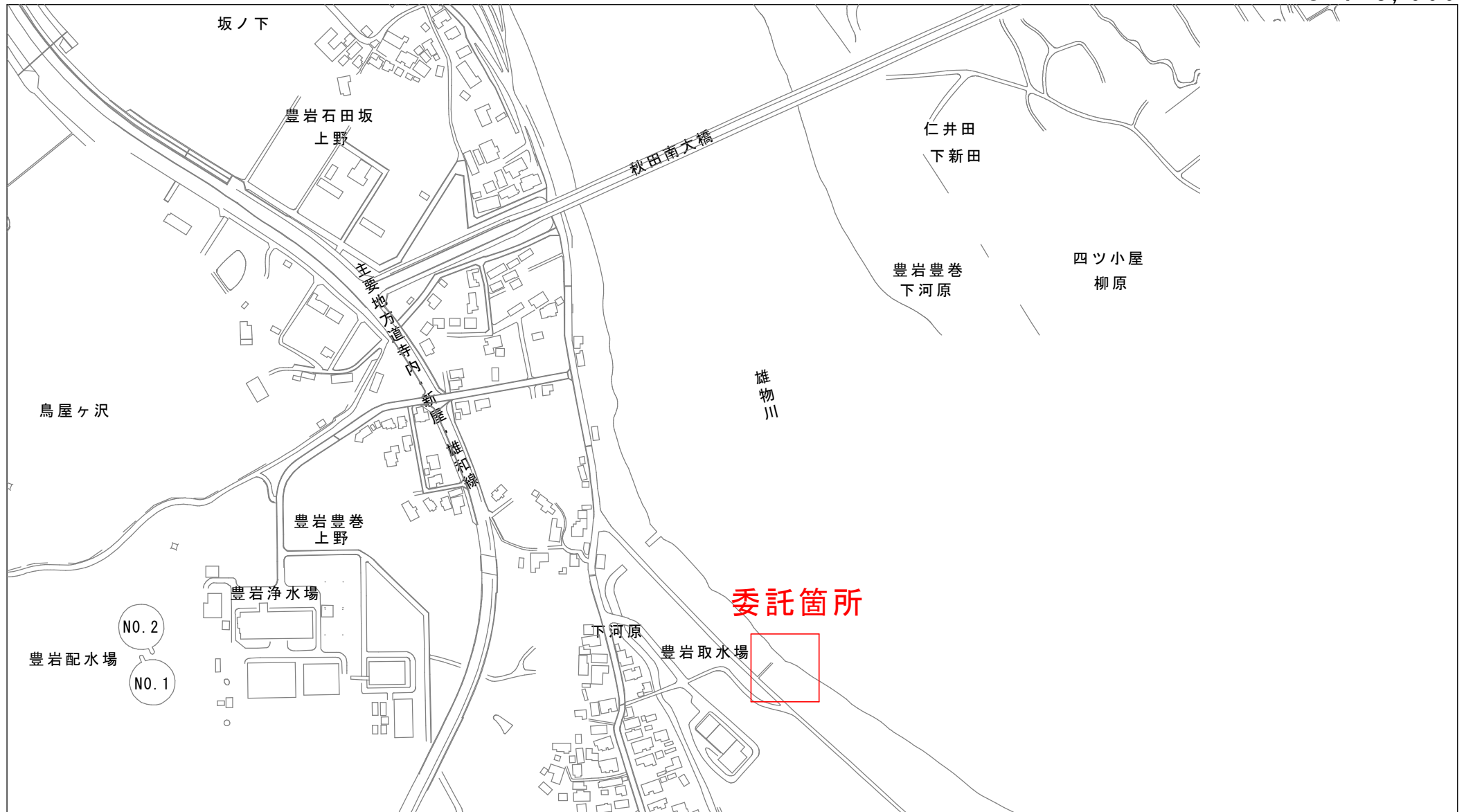
年 度	令和7年度	作 成 年 月 日	令和7年 4月 4日	履行期間	から
委 託 名	豊岩取水場導水管端部漏水調査業務委託				令和 7年 11月28日
委託場所	豊岩豊巻字下川原161番地の7 地先			契約者	
設計金額	金 円也				
財源区分	国 補 ・ 県 補 ・ [市 単]				

費 用 内 訳				業 務 概 要	
		設 計 額 (円)		・導水管端部漏水調査業務	
	業 務 価 格			導水管端部目視点検 φ1,300	
	消費税等相当額				
	業 務 委 託 費				
				副務者 (職名)氏名	
				主務者(監督員)(職名)氏名	

箇所図

豊岩取水口

S=1:5,000



豊岩取水場導水管端部漏水調査業務委託

秋田市上下水道局浄水課

業 務 委 託 費 内 訳 書

工 種	種 別	細 目	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
業務委託費							
	直接作業費	仮設工	式	1			明細書第 1 号
		土砂掻揚	式	1			明細書第 2 号
		角落し設置、撤去	式	1			明細書第 3 号
		土砂清掃	式	1			明細書第 4 号
		ゲート点検	式	1			明細書第 5 号
		報告書作成	式	1			明細書第 6 号
		計					[直接作業費]
	間接作業費	共通仮設費（率）	式	1			
		計					[共通仮設費]
純業務委託費							

業 務 委 託 費 内 訳 書

工 種	種 別	細 目	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
	間接作業費	現場管理費（率）	式	1			
業務原価							
	一般管理費等		式	1			
業務価格							
消費税等相当額							業務価格× 10%
業務委託費計							

直接業務費

明 細 書

(第 1 号)

仮設工（鉄板敷設、資材設置、スクリーン清掃用足場撤去復旧）

1 業務あたり

種 別 名 称	細 目	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
普通作業員		人				
鉄板損料		式	1			
運搬費		回				
発電機	25/20K V A	式	1			
水中サンドポンプ	4インチ 3.7 k W 75mm 200 V	式	1			
ラフタークレーン	25 t	回				
計						

直接業務費

土砂掻揚

明 細 書

(第 2 号)

1 業務あたり

種 別 名 称	細 目	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
特殊運転手		人				
特殊作業員		人				
普通作業員		人				
バックホウ	スライドアーム式	式	1			
特殊強力吸引車	11 t 257 k W	日				
消耗品	吸引ホース等	式	1			
計						

直接業務費

角落し設置、撤去

明 細 書

(第 3 号)

1 業務あたり

種 別 名 称	細 目	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
特殊運転手		人				
特殊作業員		人				
普通作業員		人				
角落し加工費	角落し加工費	式	1			
バックホウ	0.12m ³	式	1			
計						

直接業務費

明 細 書

(第 4 号)

土砂清掃・スクリーン撤去・取付

1 業務あたり

種 別 名 称	細 目	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
特殊運転手		人				
特殊作業員		人				
普通作業員		人				
バックホウ	スライドアーム式	式	1			
特殊強力吸引車	11 t 257 k W	日				
洗浄車	4 t 157 k W	日				
消耗品	吸引ホース等	式	1			
計						

直接業務費

明 細 書

(第 5 号)

ゲート点検 (前日沈砂池水替え作業含む)

1 業務あたり

種 別 名 称	細 目	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
ゲート点検調査		式	1			
普通作業員		人				
特殊強力吸引車	11 t 257 k W	日				
洗浄車	4 t 157 k W	日				
4 t ユニック		台				
計						

直接業務費
報告書作成

明 細 書

(第 6 号)

1 業務あたり

種 別 名 称	細 目	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
管理主任技師		人				
管理技師		人				
調査技師		人				
調査技師補		人				
計						

豊岩取水場導水管端部
漏水調査業務委託

特 記 仕 様 書

令和 7 年度
秋田市上下水道局浄水課

第 1 章 総 則

第 1 条（適用）

この仕様書は、豊岩取水場導水管端部漏水調査業務委託（以下「業務」という。）に適用する。なお、本仕様書に定めのない事項は、公益社団法人日本水道協会発行「水道施設設計指針」、「水道維持管理指針」、「配水管工事標準仕様書（秋田市上下水道局）」、「配水管工事標準仕様要領集（秋田市上下水道局）」の各最新版で定めるものとし、その他は委託者の定める監督員（以下、「監督員」という。）との協議により決定する。

第 2 条（目的）

この業務は、豊岩取水場の導水管端部漏水について点検調査を実施し、施設状況の把握を行うものである。

第 3 条（法令等の遵守）

受託者は、業務に当たり関係する法令、条例、規則等（以下「関係法令」という。）を遵守すること。

- 2 受託者は、資格等（資格、検定、認定等）を必要とする業務は、当該資格等を有する者に行わせること。

第 4 条（基本事項）

この業務は、契約書、特記仕様書、図面に基づいて行うこと。

- 2 特記仕様書に明示されていない事項であっても、業務の性格上、当然必要なものは施工すること。

第 5 条（指示事項）

監督員は受託者に、この特記仕様書に定めるもののほか、必要に応じ業務の履行に伴う指示等を行うことができる。

第 6 条（提出書類）

契約事項に関する書類のほか、次の書類を提出すること。ただし、監督員が特に必要があると認めた書類は、別に提出させることができる。

- (1) 配水管工事標準仕様書（秋田市上下水道局）に準用するもの

ア 業務計画書（概要、現場組織、業務工程、業務方法、安全衛生、従事者一覧表ほか）

イ 手順書 1 部

- ウ 週間工程表
- エ 作業日誌
- オ 業務完了届
- カ 業務状況記録写真 1部

(2) その他

- ア 必要に応じて、委託打合簿
- イ 作業状況を記録したDVDもしくはCD-R 1枚
- ウ 業務報告・解析書 1部
- エ その他必要とする書類

第7条（諸官庁等への手続き）

手続きについては委託者が行うが、受託者は手続きに必要な書類の資料等の作成を行うこと。これに必要な経費は受託者の負担とする。

第8条（事前調査）

受託者は、業務着手に先立ち、現地の状況、関連作業等について綿密な調査を行い、実状を把握のうえ履行しなければならない。

なお、必要とする各機器については、事前に持ち込みを認める。

第9条（工程等の打合せ）

受託者は、稼働中の施設内での作業であるため、工程等については、事前に監督員と密接な連絡を取り、取水場および浄水場の機能に支障を与えないようにしなければならない。

第10条（取水機能保持）

点検作業中は取水を停止するが緊急の場合、受託者は取水再開まで必要な措置を講じなければならない。

第11条（安全管理）

受託者は、現場代理人を定め、作業中は、現場に常駐するとともに、常に業務の安全管理に留意しながら現場管理を行い、災害の防止に努めるものとする。

- 2 受託者は、業務に当たり、関係法令を遵守し労働災害、公衆災害等の防止に必要な措置を講じ、常に安全管理に努めること。
- 3 受託者は、業務に当たり、特に危険が予想される箇所では必要な安全対策を行い、事故防止に万全を期すこと。

4 受託者は、火気を使用する場合、十分な防火措置を講じること。

第 12 条（衛生管理）

受託者は、水道施設構内又はその付近での業務に当たって、関係法令を遵守し、衛生管理に十分注意すること。

2 受託者は、作業従事者について水道法第 21 条（昭和 32 年法律第 177 号）および同法施行規則（昭和 32 年厚生省令第 45 号）第 16 条に基づく健康診断（腸内細菌検査・腸管出血性大腸菌検査）の検査結果報告書を作業開始日までに提出しなければならない。（写し可）

なお、業務期間が同報告書の発行日から起算して 6 か月を超える場合は新たに検査を実施し、結果報告書を提出すること。

第 13 条（業務時間）

業務時間は、原則委託者の通常勤務時間と同様とする。やむを得ず、土日祝日および時間外業務を行う場合は委託者に事前承諾を得ること。

第 14 条（業務用工具および業務用消耗品）

業務用工具および業務用消耗品は、受託者の負担とする。

第 15 条（業務用電力および業務用水）

業務用電力については受託者負担とするが、業務用水については、原則、委託者で支給とする。

第 16 条（事故および機器の不具合）

受託者の責任に帰する事故および施設の不具合については、受託者の責任と負担により速やかに処置するとともに、監督員にも速やかに報告すること。ただし、責任の所在が明確でない場合は、その都度、監督員と受託者との協議のうえ対応を決定する。

第 17 条（業務実施時期）

業務実施時期は委託者と受託者で協議のうえ決定する。

第 18 条（その他）

本特記仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、必要に応じて双方協議し定めるものとする。

第 2 章 漏水調査業務

第 19 条（対象施設）

業務を行う施設は、次のとおりとする。

対象施設住所 豊岩豊巻字下川原 161 番地の 7 地先（豊岩取水口）
導水管 $\phi 1,300$ ヒューム管端部 ゲート弁

第 20 条（業務内容）

業務内容は次のとおりとする。

導水管端部のゲート弁が全閉状態においても水が流入してくる原因の調査を依頼する。

ア 作業箇所の敷き鉄板等の養生と資材運搬等の仮設作業。スクリーン清掃用足場撤去等の準備作業。

イ 調査箇所の土砂掻揚作業。掻揚土砂の敷き均し作業。

ウ 角落し設置、撤去作業。（図面番号 4 を参考に角落しとしての加工業務を含む）使用する角落しは、取水場に保管しているものを貸与する。

角落し寸法 W3,080×H401×D131 (mm)

角落し重量 約 54 kg

使用組数 11 組 12 m²程度

エ 調査箇所の土砂清掃、スクリーン撤去と取付業務

オ ゲート点検業務。（導水管内の水替え業務を含む）

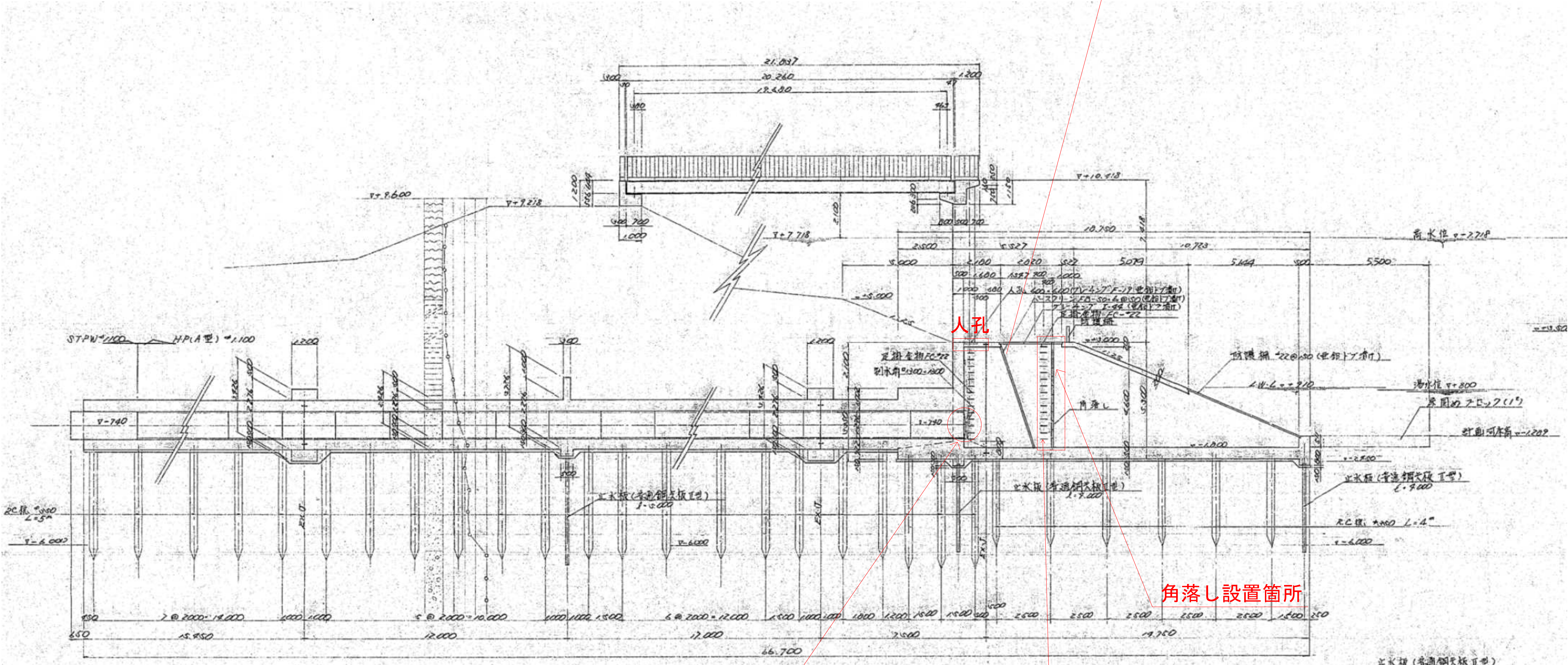
水替え作業に使用するポンプおよびホースについては、取水場に保管の水中ポンプを貸与する。取水場内の移動、据付けおよび電源の供給は受託者対応とする。

貸与ポンプ サンドポンプ 口径：100mm 出力：15kW 50Hz 200V

全揚程：20m 吐出量：1.5 m³/min 重量：550kg/台

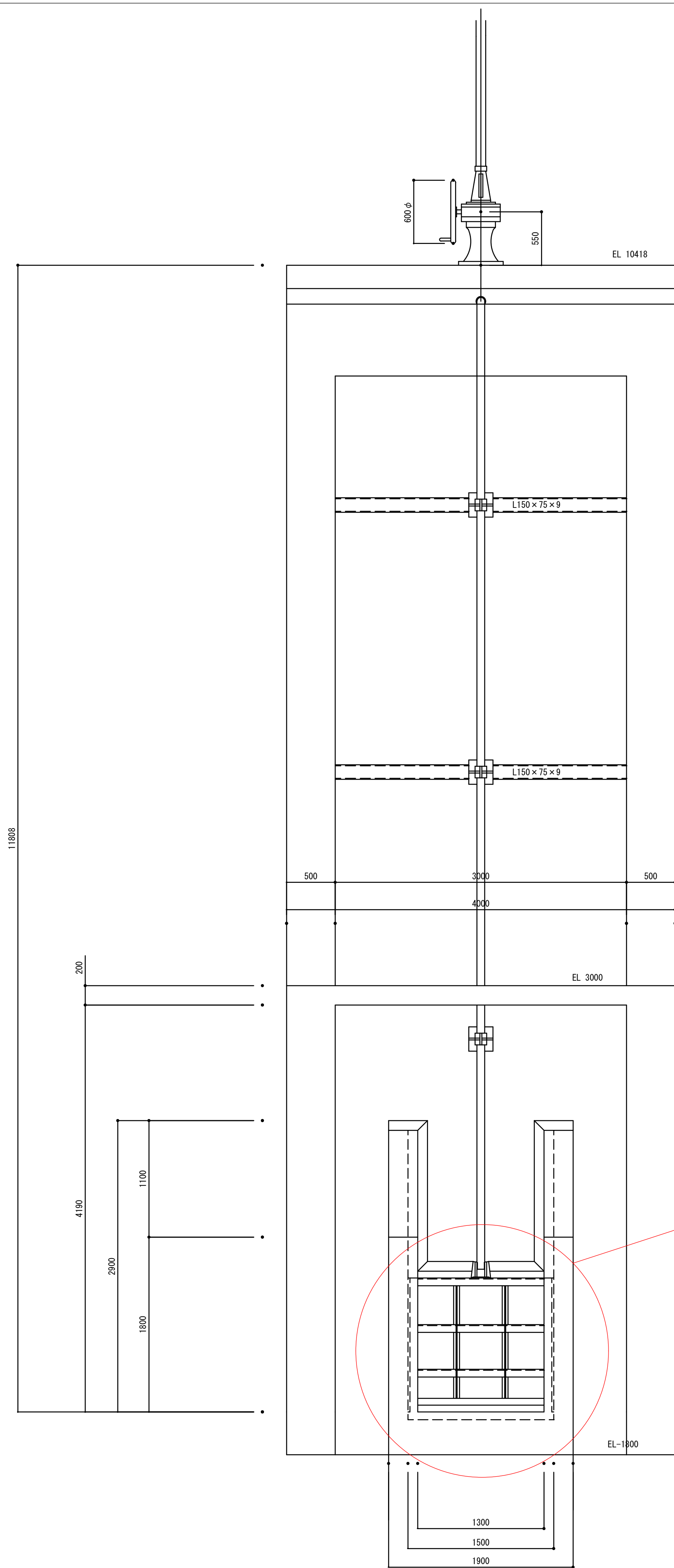
カ 対象構造物の補修方法の提案

キ 報告書の提出（書面 1 部、DVD もしくは CD-R 1 部）



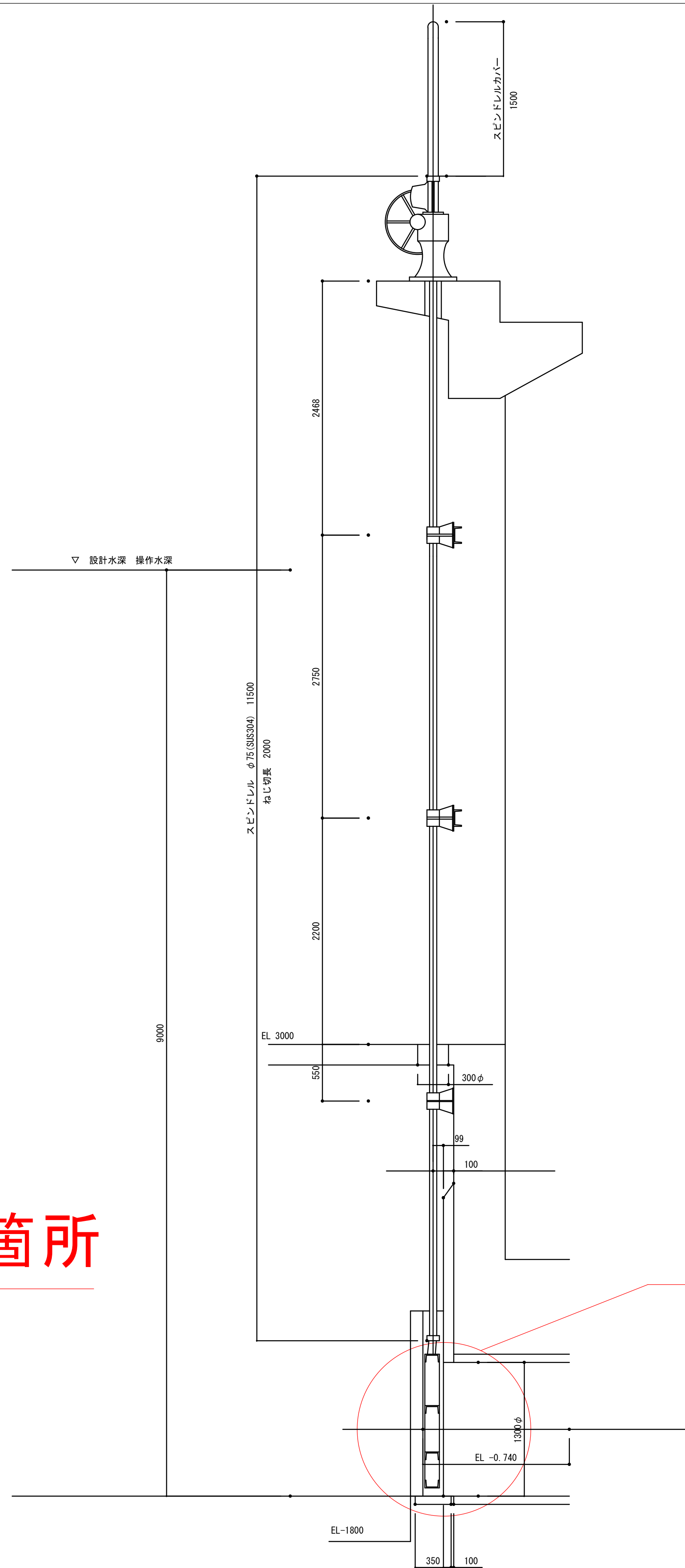
豊岩導水管断面図 S=1/100

委託名称	豊岩取水場導水管端部漏水調査業務委託		
図面名称	豊岩導水管断面図		
図面番号	2	縮 尺	1/100
作 成	令和7年4月		
秋田市上下水道局			



正面図

調査箇所

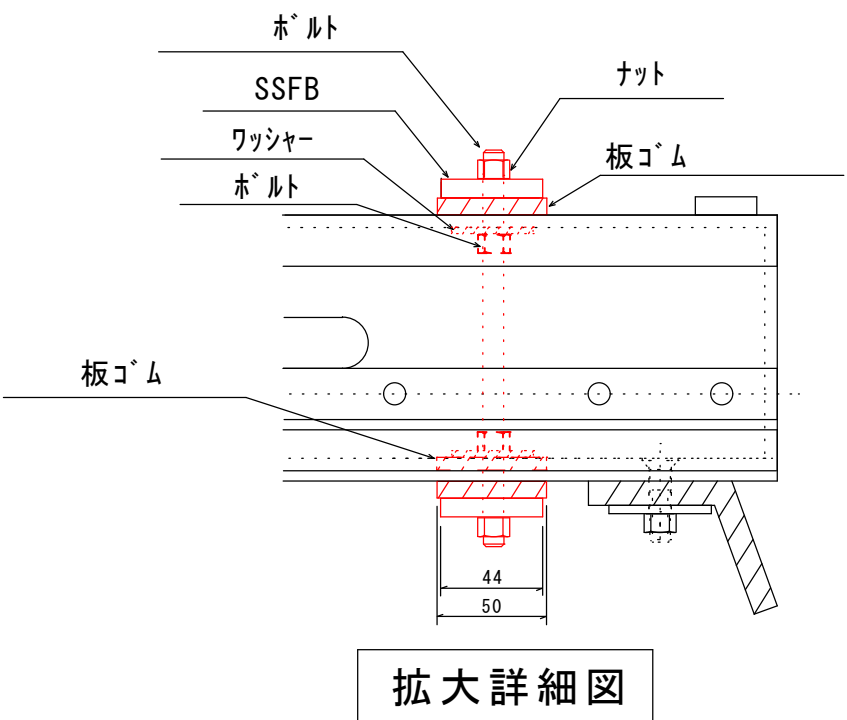
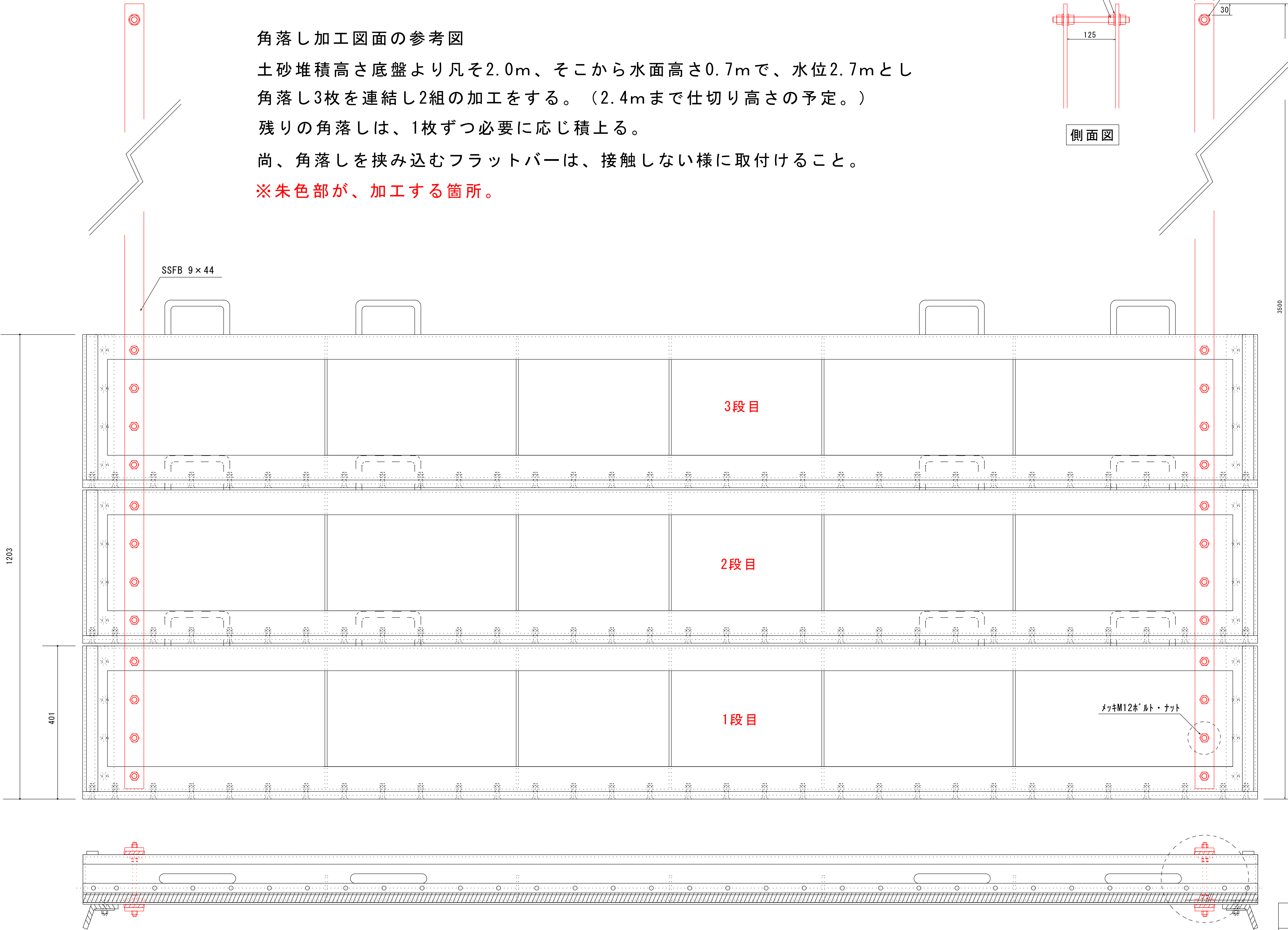
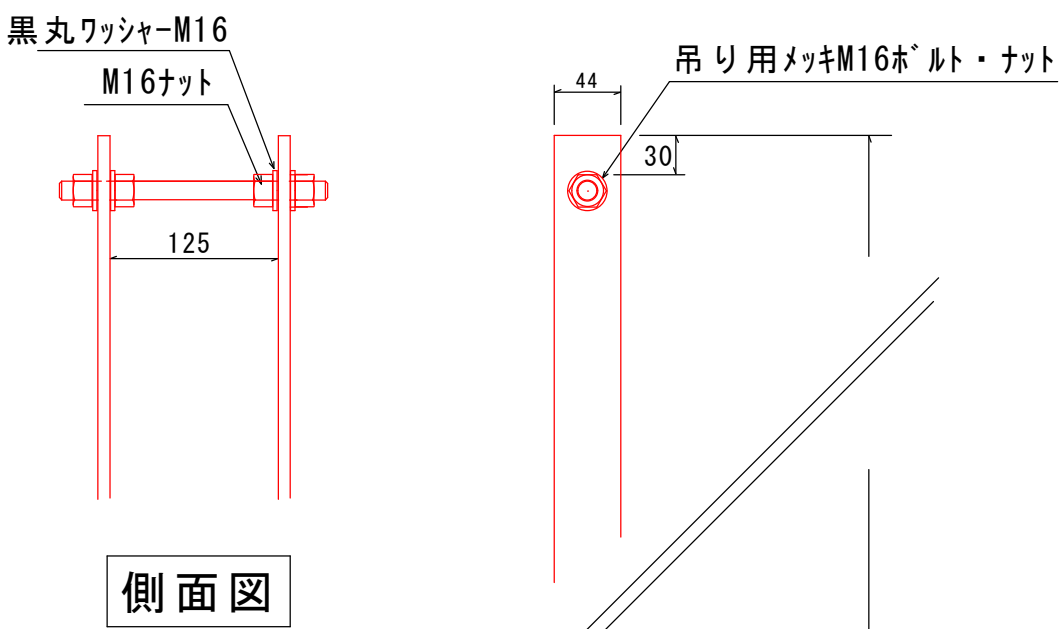


側面図

調査箇所

委託名称	豊岩取水場導水管端部漏水調査業務委託		
図面名称	豊岩取水ゲート正面図・側面図		
図面番号	3	縮 尺	1/30
作 成	令和7年4月		
秋田市上下水道局			

角落し加工図面の参考図
 土砂堆積高さ底盤より凡そ2.0m、そこから水面高さ0.7mで、水位2.7mとし
 角落し3枚を連結し2組の加工をする。（2.4mまで仕切り高さの予定。）
 残りの角落しは、1枚ずつ必要に応じ積上る。
 尚、角落しを挟み込むフラットバーは、接触しない様に取り付けること。
 ※朱色部が、加工する箇所。



委託名称	豊岩取水場導水管端部漏水調査業務委託		
図面名称	角落し図面（参考図）		
図面番号	4	縮 尺	1/5
作 成	令和7年4月		
秋田市上下水道局			